

# 第1回 まちづくり常任委員会会議録

令和6年1月17日（水）  
委員会 議室

## ○会議日程

- 1 開会宣告（10時00分）
- 2 調査事項
  - （1）保健福祉課所管
    - ①児童福祉施設冷房設備整備事業について
  - （2）産業建設課所管
    - ①原油価格高騰対策運輸事業者等緊急支援事業について
    - ②物価高騰対策商工業事業継続緊急支援事業について
- 3 その他
- 4 閉会宣告（10時31分）

## ○出席委員（7名）

委員長	4番	高橋秀之
副委員長	1番	高橋秀明
委員	2番	佐藤忠志
委員	3番	深澤博之
委員	6番	無量谷隆
委員	7番	斎賀弘孝
委員	8番	西澤裕之

## ○欠席委員（1名）

委員	5番	植村敦
----	----	-----

## ○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
総務企画課長	早坂敦
保健福祉課長	島田幸司
産業建設課長	角山隆一
認定こども園長	鈴木由香里
産業建設課長補佐	伊山英貴
商工林政係主任	菅原巧

## ○議会事務局出席者

事務局長	岡田英樹
事務局次長	藤田秀紀
事務局主任	横山薫

高橋秀之委員長

本日の出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまより、第1回まちづくり常任委員会を開会します。

始めに、町長より御挨拶をお願いします。

野々村町長

皆さんおはようございます。

令和6年第1回のまちづくり常任委員会に御参集いただき誠にありがとうございます。

1月の臨時議会の前に、それぞれ説明をさせていただく案件が、今日は3件ほどございますので、忌たない御意見を頂ければと思っています。

よろしく願いいたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

それでは調査事項に入ります。

調査事項(1)保健福祉課所管「児童福祉施設冷房設備整備事業について」の説明をお願いいたします。

島田保健福祉課長

児童福祉施設冷房設備整備事業について概要を御説明いたします。

幌延町は比較的冷涼な地域であったこともあり、児童福祉施設である幌延町認定こども園、並びに、問寒別へき地保育所については、夏季の暑さに対して、扇風機などを設置し、対策を講じてきました。しかし、近年では全国的にも猛暑日となる日が増え、去年は複数の地点で猛暑日の日数が過去最多となり、宗谷管内においても熱中症警戒アラートが発表されるなど、年々、夏季期間の高温が続いている状況となっております。

体温調整の未熟な乳幼児を多く預かり、夏休み等の長期休暇もない保育所において、熱中症から子どもの健康を守るために、空調設備の設置を早急に進める必要があります。

そのため、幌延町認定こども園、並びに、問寒別へき地保育所の2施設へのエアコン設備設置工事を進めようとするものであります。

スケジュールといたしましては、本年2月に実施設計業務を発注し、7月に業務委託完了、9月議会において工事に係る予算計上を行い、来年の6月に工事完了という計画で、本年度行う実施設計については、両施設合わせて約900万円の予算を1月の臨時議会にて上程しようとするものです。

各施設におけるエアコン設置箇所については、配布しております2施設の平面図の赤枠部分で、幌延町認定こども園は10か所、問寒別へき地保育所は5か所を予定しています。

以上、児童福祉施設冷房設備整備事業についての説明といたします。

高橋秀之委員長

はい、ありがとうございます。

これより質疑を行います。質問のある方は、挙手の上、指名を受けてからマイクのスイッチを押してから、発言してください。

それでは、ただいまの説明について、何か質問ありませんか。

深澤委員

このスケジュールを見たらね、9月に発注して、今年度は、エアコンは使用できないということですか、この一年間。それこそ、また、猛暑になったら、どう対応するの。

島田保健福祉課長

設備設置につきましては、まず、キュービクルの発注、一から作らなきゃならないということで、6か月以上掛かるというふうに、一応、業者の方からは、お話を聞いております。

それで、各施設について、ごく一般的なエアコン設置については、室外機を各機械に設けるような形になってくると思うんですけども、施設が大規模になってくるものですから、そういうやり方ではなくて、新たにキュービクルを設け、室外機を設け、それで天井から吹くような部屋も出てくると思いますので、その設備の容量によって、どういうふうにエアコンを設置しなきゃならないかということで実施設計が必要になってきますので、そちらの方をできるだけ早くということで、令和5年度の予算繰越で行って、設計を組んでもらって、9月の議会にて工事発注を行うと、最短のスケジュールでは、そういうスケジュールが最短になってくるんですけども、どうしても、そういうスケジュールではないと来年度の夏にはちょっと間に合わないです。

深澤委員

概ねの説明は理解できるんだけど、本当にね、子供たちのことを考えたら、一日でも早く設置して、快適な空間にしてほしいというのが希望なんだけど、やっぱり難しさというのがあるんだろうなという気はするんですけども、営営努力して、一日でも早く対処してほしいと思います。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

無量谷委員

エアコン設置ってということなんですけども、今の時代にエアコンと暖房を兼用できるような機械があるんですけども、これは単純に、エアコンのみの設置なのか、その辺、ちょっと聞きたいと思います。

島田保健福祉課長

今回の冷房設備整備につきましては、エアコンのみというふうに考えてます。

暖房については、もう既設で、付いておりますので、そちらの方活用するというような形です。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

齋賀委員

先程ですれ説明の中で、幌延、問寒別ということなんですけど、昨年の場合だったら、大体、現状で一体、室温がどれくらいまで上がったんですか。それぞれの現場では。

その現場の何度あった温度を、何度ぐらいまで下げたら快適に子供たちが生活できるようになるのを目指しているのかがまず1点と、この整備事業については、国、道から何か

補助金というものが出ると出ないのか、最終的にですね、それが2点目。

3点目は、この900万は、実施設計業務、発注、そして完了するまでの金額が900万だというふうに考えてよろしいですか。最終的にエアコン設置し終わったら、何千万近く掛かると思うけど、大体どのぐらいの規模になるというふうな推定をされてるんですか。

鈴木認定こども園長

まず、こども園と問寒別へき地保育所の昨年度の夏の室温等なんですけれども、最高気温だと30度近くまで、上がったんですよ。30度近くだと、やっぱり、さすがに子供たちも、ぐったりしやすくなってしまうので、できるだけ風を窓を開け放したり、あと、扇風機あるだけ出したり、サーキュレーターを出して、大体28度前後、28度、27度、それぐらいで大体過ごせるかなと、多少ちょっと暑いですがけれども、そういう形でやるしか方法がなくて、こども園も大きい窓というものが、まずないので、煙を逃す窓は付いているんですけれども、なかなか、風の通りが余り良くなくて、本当に玄関を開け放して、空気を入れたりとかして対応しておりました。

なので、そのぐらいあれば、何とか過ごせるかなというところです。

島田保健福祉課長

まず、事業を進めるに当たって、国ないし道の方からの補助金はないかというようなお話だったんですけれども、ちょっと、うろ覚えなんですけれども、確か、道議会の方で、厚労省の方ですか文科省の方ですか、国の方にこういう施設に対しての冷房設備の要望書が上げられていたというふうに記憶しています。ただ、これは北海道だけではなくて、いろいろとインターネット等で調べると、他の都府県からも国に対しての要望が出ている状況の中ですけど、今のところ国の方では、そういう補助金については、まだ、整備されていないというふうに僕は認識しています。なので、今回に関しても、基本的には単独となってくるのかなというふうに思います。もしかしたら、今後、国の方でもそういう法整備がされていくのかなというふうに考えてます。

それともう1点の工事にはどれぐらい掛かるのかということですが、その金額について、今回、実施設計の方で積算していただくという形になっておりますので、今現在では工事費に関しての金額はまだ分からない状況です。以上です。

齋賀委員

分かりました。

そのための実施設計をするということなんで、実施設計で方式ですね、ガスポンプとかガスヒート方式だか、何か、ネットで見たら出てるんですけども、いろんな方式があって、2点、3点の実施設計を作ってもらって、それで、どちらがふさわしいかということにするんですか。それとも、もう、こういう方式でやってくれるというふうな何か考えがあるんですか。

島田保健福祉課長

多分、今、齋賀委員がおっしゃってるヒートポンプ等に関しては、熱交換とかという意味になってくると思うんですけど、今回は冷房なので、基本的には、新たなキュービクルを設置し、現在付いてるキュービクルの容量で、施設内の容積等を計算して、現在、付いているキュービクルの余っているところで、その辺がフォローできるのであれば、新たに

キュービクルの設置ってのは出てこないんでしょうけども、今現在、幌延認定こども園については、余っているキュービクルの容量で使い切っていない、追加で使える部分の電力っていうのは、若干はあるというふうに聞いています。そちらの方は、今、平面図の方で、赤で示している部屋を全部エアコンを設置するとなると、現在のキュービクルの容量では足りないということですので、それプラス、今度は室外機も出てくるんですよ。室外機の新設とキュービクルの増築といいたいまいしょうか、新たに設置するのかということになってくると思います。

また、問寒別へき地保育所については、基本的に北海道電力との契約電力数が50キロワットアワー以下ですので、エアコンを設置するとなるとそれ以上の契約になってくると。そうすると、新たなキュービクルの設置が必要になってきますということですので、今現在考えてる中では、この2施設に関しては、キュービクルを新たに設置しなきゃいけないというふうに考えていますので、そうすると、キュービクルを新たに作るのに、6か月以上掛かると、先程、深澤委員にも御説明しましたが、というふうになってきます。

なので、基本的には、電気による冷房設備というもので今考えています。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(一同無言)

一つ聞きたいんですけども、テレビなんかで言ってたんですけど、エアコンっていうか、資材が入らないんじゃないかっていうのを聞いてるし、施工業者も結構重なって、忙しくて手が回らないっていうようなニュースをちらっと見たんですけど、その辺は、どういうふうに考えているのか、実施設計かけて、いや、やります、やりませんって、なるのか、それとも実施設計かける時点で業者とか資材とかを調査してからやるのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですけど。

島田保健福祉課長

多分、そこの部分は、発注者側の協議になってくると思うんですけど、実施設計組む段階で、ある程度、コンサルさんの方には、キュービクル並びにエアコンの機械の納期等も調査をしていただかないと全体の工期が見えてこないと思うので、その辺も含めた形での実施設計調査になってくるというふうに思っています。以上です。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

佐藤委員

前も学童の方で暑いということで、扇風機どうのこうのということで、お願いした件あって、これ、学童の方は、何か簡易的なものを付けるとか、扇風機だけで、今までどおりやっていくのか。

今、小中一貫校で考えているんで、そちらの方で、そういう学童だとか、そういう施設を併用していくのか、そこら辺をちょっと、もし分かる範囲内で教えていただければと思います。

高橋秀之委員長

それ教育委員会所管になるんで、教育委員会じゃないちょっと分かんないんじゃないか

なと思うんですけど。

(佐藤委員「すみません。」)

高橋秀之委員長

いいですか。

佐藤委員

わかりました。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、児童福祉施設冷房設備整備事業についての件は以上とします。

暫時休憩します。

(10時12分 休憩)

(10時15分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

次に調査事項(2)産業建設課所管「原油価格高騰対策運送業者等緊急支援事業について」の説明をお願いいたします。

角山産業建設課長

それでは、本日、産業建設課からの報告説明事項は、(2)の①、②の2点です。

内容につきましては、長期化する燃料価格及び物価の高騰が町内中小企業者の経営を圧迫している状況を鑑みまして、影響緩和を目的とした2点の経済対策を実施しようとするものです。

1点目は、燃料コストの価格転嫁が困難な運送事業者等を対象に、保有する業務用車両の種類及び台数に応じて支援金を支給する原油価格高騰対策運送事業者等緊急支援事業、2点目は、エネルギー価格の高騰により、経営に多大な影響を受けている町内中小企業者を対象に、事業に要した光熱水費の一部に対して給付金を支給する物価高騰対策商工業事業継続緊急支援事業でございます。

詳細につきましては、お配りした資料を基に、産業建設課課長補佐伊山から御説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

伊山産業建設課長補佐

それでは、お手元の資料に基づきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、1点目、原油価格高騰対策運送事業者等緊急支援事業について、御説明を申し上げます。

まず本事業、こちらについては、角山課長の方からも説明ありましたとおり、コロナ禍後、依然として燃料、原材料を始めとする物価高騰により、町内事業者の経営を圧迫している中で、特に燃料コストの価格転嫁が困難である町内の運送事業者等に対して、事業の継続と経営の安定化を図ることを目的とした支援として、対象となる事業者が所有する車両に応じ支援金を給付するという事業になっております。

次に内容なんですが、給付対象者につきましては、まず、幌延町商工会員若しくは会員予定者、2点目に中小企業法に規定される中小企業者であること、3点目が、町内に事業

所を有する法人または個人事業者、4点目、必要な許可を有し、今後も事業を継続する意思のある運送事業者、産業廃棄物収集事業者、建設業者となります。

対象事業については、運送業と産業廃棄物収集事業、建設業のこの二つのカテゴリーに分類をさせていただいております。また、事業用の車両の所有についてなんですが、その事業で使用する車両、重機を対象とし、リース等については対象とはいたしておりません。

まず、運送業についてなんですが、こちらについては、貨物自動車運送業で青ナンバーを取得している大型、中型、小型車両及び軽貨物、旅客自動車運送事業ということでタクシーを対象として、支援金、支給金額、こちらについては、右の表にちょっと網掛けでお示しをしておりますが、こちらの方を見ていただければなと思います。

次に産業廃棄物収集事業、及び建設業、こちらについては、車両系であれば3トン以上の搬送車及びユニックなど、また機械系でナンバーを有しているホイールローダー及び、ナンバーを有していないバックホー、ユンボですね、若しくは、ブルドーザーなどを想定しております。こちら金額については、先ほどお話ししたとおり、網掛けのところに記載しております。

申請方法につきましては、申請書に給付の対象となる車両、令和6年2月1日以降も所有する車両であること。また、各事業の許可証の写し、給付対象車両の車検証、又は所有が確認できる書類の写し、若しくは、申請車両の写真、こちらを確認のできる書類として添付いただいた上で、商工会の方へ提出をいただくことになります。

本事業に係る予算規模については、総額で212万5千円の計上をさせていただいておりますが、内訳といたしましては、貨物であったり旅客運送業に係る事業者8件に対して、137万5千円を計上し、産業廃棄物処理業であったり建設業者、こちらについては10件で75万円を計上させていただいているところです。以上が原油価格高騰対策運送事業者等緊急支援事業の説明となります。

高橋秀之委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か質問ありませんか。

齋賀委員

車両のことなんですけど、町内では、原動機付自転車をレンタルして、それを仕事にしてる人もいますけど、原動機付自転車は入らないんですか。

伊山産業建設課長補佐

今回は、運送業ということにしていますので、運送業等ということなので、レンタサイクルだとか、そういった事業に対しては、対象にはしておりません。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(一同無言)

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ないようですので、原油価格高騰対策運送事業者等緊急支援事業についての件は以上とします。

次に②物価高騰対策商工業事業継続緊急支援事業についての説明をお願いいたします。

伊山産業建設課長補佐

それでは、引き続き、私の方から説明をさせていただきます。

お手元にA4横の資料がありますので、そちらを基に進めてまいります。

まず本事業については、先ほどの原油価格の高騰による支援同様、コロナ禍後の経済活動は正常化したということにはなっておりますが、依然として、燃料、原材料を始めとする物価高騰により、企業経営に多大な影響を受け、厳しい状況が続いている現状がありますことから、町内事業者の事業継続及び経営の安定と雇用を支えるため、経済活動への影響緩和を図ることを目的に、事業に要する事務所及び店舗で使用する水道光熱費の価格高騰分の一部を支援するという内容になっております。

制度の内容については、まず給付対象者については、幌延町商工会員、会員予定者であり、かつ、中小企業法に規定する業種であること。また、2点目、令和6年2月1日時点で事業を行っていて、今後も事業を継続する意思があること。三つ目、町に事業所として事業登録をされていること。4点目、事業に要する事務所及び店舗を有していること、こちらについては、貸し店舗借りて家賃なり、経費を負担している事業者さんいらっしゃると思うので、経費が分かる事業者さんであれば対象にするということで拾うこととしております。五つ目が、町税、また、公共料金等を完納していることということにしております。また、事業を営む上で、主たる財源が町の補助金等を充てている事業者については対象外とさせていただいております。

次に、対象施設については、事業者が所有している事務所、重複しますけど、貸し店舗、若しくは、所有している店舗を含めます。

給付の金額については、給付対象者が、幌延町内で事業所又は店舗で使用した事業に要する水道光熱費を対象といたします。また、直近の決算書に記載されている経費を支援金の対象経費といたしまして、30%を乗じた額を支給することとして、上限を30万円、千円未満は切捨てということで、1回限りの給付となります。

支援金の算定に要する対象経費については、直近の決算書の額とし、事業開始から1年未満の事業者については、決算見込みの額を算定基礎といたします。

申請の方法については、申請書に決算書等確認ができる書類を添付の上、商工会に提出をいただくこととなります。

なお、先ほど給付対象者の5点目、町税等の滞納、完納していることという部分、こちらについては、申請時点で商工会より照会をいただき、担当課の方で関係部署へ確認した上で、有る無しの部分を確認したいと考えております。

次に、本事業に係る予算規模については、補正の金額831万9千円を計上しております。全体で、現在、51件が見込まれておまして、業種別でお話をさせていただくと、小売業で10件、建設業で8件、運送業で4件、飲食で6件、宿泊で4件ほか19件ということになっております。

こちらについては、実際に申請を頂いた中で、更に審査をした上で対象になる、ならないという部分を判別していきたいというふうに考えております。

以上が物価高騰対策商工業事業継続緊急支援事業の説明となります。



高橋秀之委員長

はい、ありがとうございました。

何か質問がありましたら。

深澤委員

先ほども、齋賀委員の方からお話あったと思うんですが、この2点について、国の補助  
うちゅうのは、有るのか無いのか、その辺、町単独なのか。

伊山産業建設課長補佐

質問にお答えします。

こちらについては、町の単独事業ということで御理解いただければと思います。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(一同無言)

ないです。

一ついいですか。

この補助対象の中に、大手の企業が削られてるっていう話を聞いたんですけど、それは  
該当しないっていうことで聞いたんですけど、なぜ該当しないのか。何件かあると思うん  
ですけど。

伊山産業建設課長補佐

お答えいたしますが、給付事業の対象者というところで、中小企業者というくくりにし  
ております。なので、大企業というのは、中小企業ではないということで商工会の方とお  
話をさせていただいた上で、除外というか対象外ということにしています。

あくまでも、今回は、商工業者、中小企業であることっていうことにしておりますので、  
大きなところは対象にはしないということで御理解をいただければと思います。

高橋秀之委員長

反対に中小企業者というのを外せば、その人たちは商工会員だし、補助を受けれるんじ  
ゃないか。そこまで考えなかったんですか。

伊山産業建設課長補佐

ちょっと重複してしまうんですけど、あくまでも、そこは中小企業者っていうところに  
尽きてしまうんですよ。そこは、ちょっと、商工会の方ともお話をさせていただいた上  
で、対象となる事業者の定義ですよ。商工会員であることは前提にはなってきた、その  
中で商工業者。商工業者というのは、中小企業基本法に定義されている枠の中で判断をす  
るということになっておりますので、御理解いただきたいなと思います。

高橋秀之委員長

はい、わかりました。

もう一つ、中小企業者の上限というのは、何になるんですか。

伊山産業建設課長補佐

こちらの定義ですけども、まず資本金については5千万円以下であって、従業員数が、  
100人以下になれば、中小企業者ということにはなるんですけど、それ以上だろうとい  
うことで、商工会の方からもお話を頂いております。

高橋秀之委員長

今回、商工会と話して、削除したところはみんなそれ以上と、従業員が100人以上で、資本金も5千万円以上だから外したってということで間違いありませんか。

伊山産業建設課長補佐

はい。そういうふうに伺っております。

高橋秀之委員長

分かりました。

ほかにありませんか。

齋賀委員

これは、この1年、大変厳しい中で御苦労さまでしたということで、町独自の緊急経済対策として出すというふうに考えているんですか。

もし、そういうふうに考えていいんだとしたら、ここに申請に必要な書類で前期後期の決算書があるんですけど、今まで御苦労さまでした。そして、なおかつ、これからもまだ事業を継続していくというのが条件なんですか。昨年度で辞めてしまったよという所は、もう商工会員であっても出さないんですか。

伊山産業建設課長補佐

お答えいたします。

基本的にはお話をさせていただいたとおり、今後も、事業を継続する意思があるということをお前提にしております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、物価高騰対策商工業事業継続緊急支援事業についての件は以上とします。

調査事項は以上となります。

次に、「3その他」ですが、皆さんから何かありますか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、以上で第1回まちづくり常任委員会を終了します。

ありがとうございました。

(10時31分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員 長 高橋 秀之

以上、記録する。

次 長 藤田 秀紀